

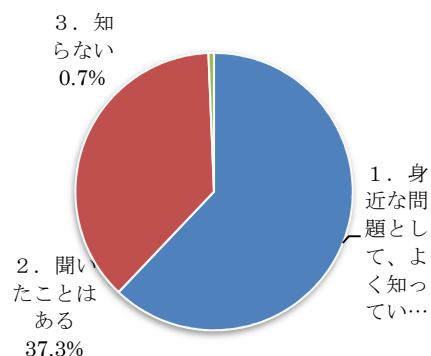
8 市政モニターアンケート調査（各設問の回答の概要）

平成28年9月1日～15日 実施

（※問1はモニター属性確認のための設問であり、省略）

問2. 適切な管理が行われていない空き家が全国的に問題となっていることはご存じですか。（1つ選択）

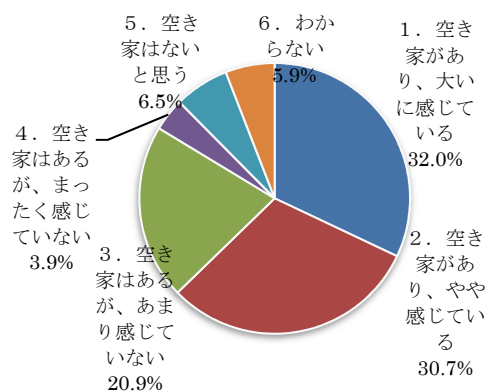
1. 身近な問題として、よく知っている	95人
2. 聞いたことはある	57人
3. 知らない	1人
合計	153人



「1. 身近な問題として、よく知っている」と答えた方が全体の62.1%でした。

問3. あなたのお住まいの周辺に、適切な管理が行われていない空き家がありますか。また、空き家があることで、不安を感じたことはありますか。（1つ選択）

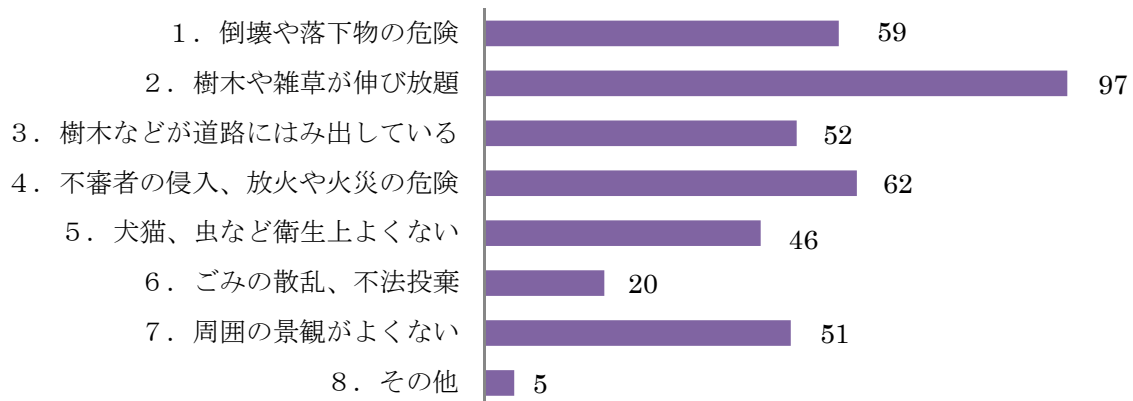
1. 空き家があり、大いに感じている	49人
2. 空き家があり、やや感じている	47人
3. 空き家はあるが、あまり感じていない	32人
4. 空き家はあるが、まったく感じていない	6人
5. 空き家はないと思う	10人
6. わからない	9人
合計	153人



「1. 空き家があり、大いに感じている」(32.0%)、「2. 空き家があり、やや感じている」(30.7%)と答えた方が全体の約6割を占めており、周辺に適切な管理が行われている空き家があることで、不安を感じられている方が多くいることがわかりました。

問4. 問3で「1. 空き家があり、大いに感じている」、「2. 空き家があり、やや感じている」、「3. 空き家はあるが、あまり感じていない」を選択された人にお伺いします。その空き家の状態について、該当するものを選んでください。(複数選択)

1. 老朽化などにより、倒壊や落下物の危険がある	59人
2. 敷地の樹木や雑草が伸び放題となっている	97人
3. 敷地の樹木などが、道路にはみ出している	52人
4. 不審者の侵入、放火や火災の危険がある	62人
5. 犬、猫が住みついたり、虫が大量に発生するなど、衛生上よくない	46人
6. ごみなどが散乱したり、不法投棄されている	20人
7. 空き家があることにより、周辺の景観がよくない	51人
8. その他	5人



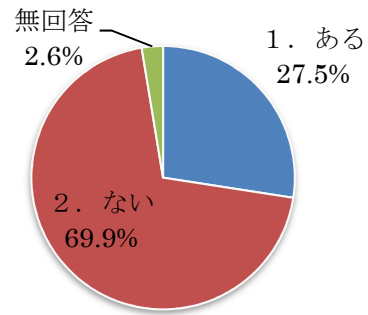
「2. 敷地の樹木や雑草が伸び放題となっている」(97人)と答えた方が最も多いほか、「4. 不審者の侵入、放火や火災の危険がある」(62人)、「1. 老朽化などにより、倒壊や落下物の危険がある」(59人)、「3. 敷地の樹木などが、道路にはみ出している」(52人)、「7. 空き家があることにより、周辺の景観がよくない」(51人)などが多く挙げられています。

問5. 問4で「8. その他」を選択された人にお伺いします。よろしければその空き家の状態を教えてください。(自由記入)

- ・台風などによりアンテナの倒壊の危険性がある。
- ・雨どいが破損し、雨のしずくが下にあるトタンにあたり、その音で眠れなかった。
- ・独居の高齢者が亡くなったり、身内に引き取られた後、空き家になるケースが多い。その場合、まず庭の管理が行き届かないことが多い。シルバー事業を活用するなどして、管理費用の補助を出すような方策が考えられないでしょうか。
- ・子どもさんが手入れしていて、迷惑ではない。
- ・空き家になったようだが定期的に管理はされているようです。

問6. あなたのお住まいの周辺の空き家の所有者や管理者がわからないものがありますか。
(1つ選択)

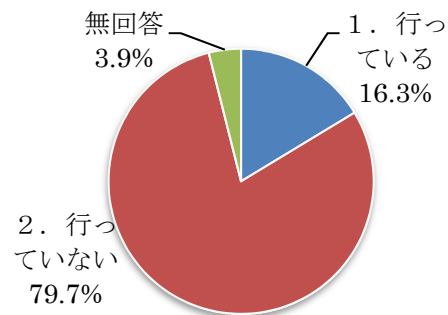
1. ある	42人
2. ない	107人
無回答	4人
合計	153人



「2. ない」と答えた方が全体の69.9%でした。

問7. 空き家に対して、近所の方々や自治会などで地域の生活環境や安全確保のための活動を行っていますか。(1つ選択)

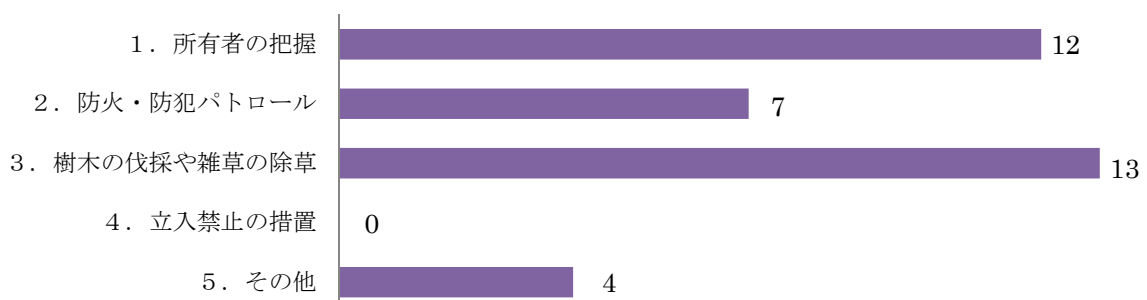
1. 行っている	25人
2. 行っていない	122人
無回答	6人
合計	153人



「2. 行っていない」と答えた方が全体の79.7%でした。

問8. 問7で「1. 行っている」を選択された人にお伺いします。近所の方々や自治会などで行う活動のうち、該当するものを選んでください。(複数選択)

1. 所有者の把握 (連絡先などの管理)	12人
2. 防火・防犯パトロール	7人
3. 樹木の伐採や雑草の除草	13人
4. 立入禁止の措置	0人
5. その他	4人

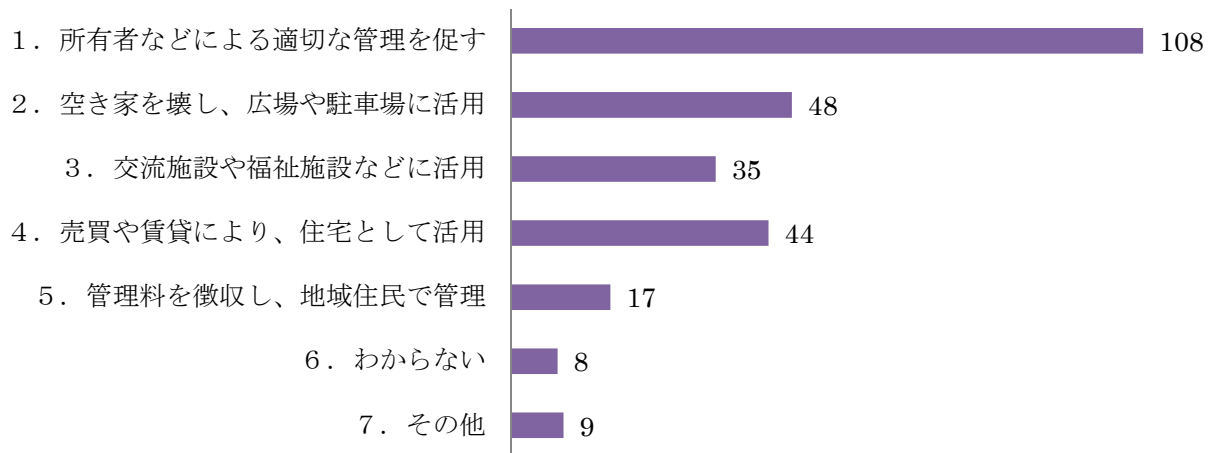


問9. 問8で「5. その他」を選択した人にお伺いします。よろしければ活動の内容を教えてください。(自由記入)

- ・市など行政機関に相談や対処の依頼を行った。
- ・所有者へ樹木の伐採を依頼した。
- ・樹木の伐採や除草のほか、降雨による水たまり発生のための排水溝の掃除など。

問10. 今後、地域の空き家をどうしていきべきだと思いますか。(複数選択)

1. 所有者などによる適切な管理を促す	108人
2. 空き家を壊し、広場や駐車場などに活用する	48人
3. 交流施設や福祉施設などに活用する	35人
4. 売買や賃貸などにより、住宅として活用する	44人
5. 所有者から管理料を徴収し、地域住民で管理する	17人
6. わからない	8人
7. その他	9人



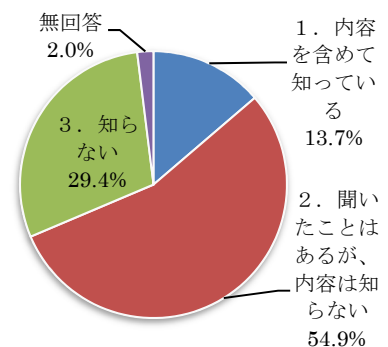
「1. 所有者などによる適切な管理を促す」と答えた方が最も多く、回答者153人中、108の方が選択していました。そのほか、「2. 空き家を壊し、広場や駐車場などに活用する」(48人)、「4. 売買や賃貸などにより、住宅として活用する」(44人)などが多く挙げられています。

問11. 問10で「7. その他」を選択した人にお伺いします。よろしければあなたのご意見などを教えてください。(自由記入)

- ・改築して宿にするなど新しいビジネスを始めたらいいと思う。
- ・国体などの際、遠方から来られる方たちへの一時的な貸し出し。防災拠点や商業施設など、地域で不足している機能を補充するために活用する。
- ・「3. 交流施設や福祉施設などに活用」とあるが、そのために市としてどう対応する必要があるか？具体的な方策を示してほしい。
- ・施設や住宅としての活用には不安は当然あるが、市の目指す定住人口及び交流人口の増加に向けて、邪魔者扱いの空き家から有効利活用への宝物への逆転の発想となるのではないか。近隣他市にも事例は少なからずありそうです。
- ・管理されていない空き家及び所有者から依頼された空き家を、管理料を徴収して市が管理する。市が管理する空き家を新規移住者及び低所得者に期間を限定して安い家賃で貸し出す。
- ・所有者に地区清掃の時などに参加していただき、状況を把握してもらう。
- ・地域によっては、空き家の前の道が狭く、新しく家を建てるにも建てられないところがある。区画整理の必要があるところではないのでしょうか。
- ・家屋は家主の物件でも、土地の権利関係によって売買ができない状態で、家主が家を放置している場合もある。
- ・規則はどうなっているのでしょうか。それに基づき適切に処理されているのでしょうか。
- ・崩れかかっている空き家で、車が入れない場所にあり、ともかく壊して撤去してほしい。

問12. 平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」をご存じですか。(1つ選択)

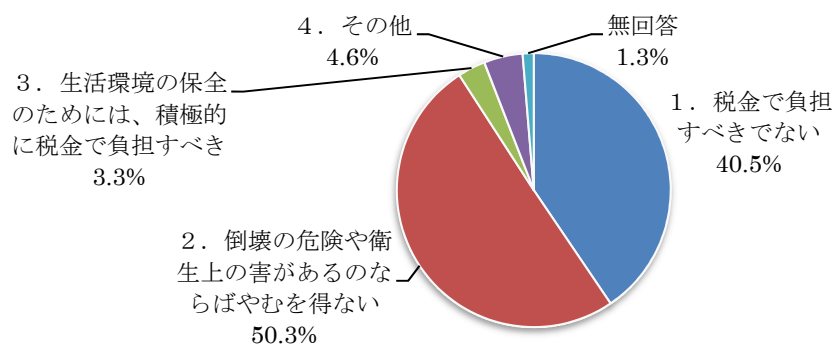
1. 内容を含めて知っている	21人
2. 聞いたことはあるが、内容は知らない	84人
3. 知らない	45人
無回答	3人
合計	153人



「2. 聞いたことはあるが内容は知らない」(54.9%)、「3. 知らない」(29.4%)と答えた方が、全体の約8割を占めています。

問13. 空き家等の管理は、第一義的には所有者が自らの責任によりの確に対応することが前提となりますが、問題解決に税金が使われることについて、あなたはどのように思いますか。
(1つ選択)

1. 所有者が負担すべきであり、税金で負担すべきでない	62人
2. 倒壊などの危険や衛生上の害となるおそれがあるのならばやむを得ない	77人
3. 生活環境の保全のためには、積極的に税金で負担すべきである	5人
4. その他	7人
無回答	2人
合計	153人



「2. 倒壊の危険や衛生上の害があるのならばやむを得ない」(50.3%)と、「1. 税金で負担すべきでない」(40.5%)とで意見が分かれています。

問14. 問13で「4. その他」を選択した人にお伺いします。よろしければあなたのご意見などを教えてください。(自由記入)

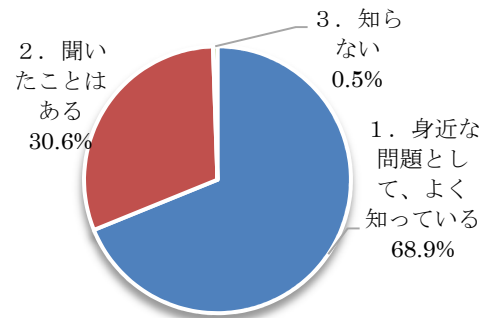
- ・原則として所有者が負担することを希望するが、不可能な場合は所有権の放棄を促す。
- ・状況によって、所有者負担、税金負担のいずれかを選択しなければならないと思うので、問13のようにいずれか1つを選ぶことはできないが、なるべく所有者が負担し、税金の負担なしで済むことならそうしてほしい。
- ・所有者が負担すべきことではありますが、所有者と話し合い、適切に対応できるのであれば、税金負担もやむを得ないかもしれません。また、「空き家」も問題ではありますが、「空き地」にも目を向けてもらいたいです。空き家を壊した更地や使用されなくなった田畑など、所有者が放置して雑草が伸び放題になり、害虫の発生や不法投棄による環境の悪化を招いたりしているところもあると思います。こういった広大な使用されていない土地に市が太陽光発電所を設けて収益に繋げるといったことは出来ないものではないのでしょうか？いつも活用されていないのがもったいなく思っています。「空き家」にしる「空き地」にしる税金投入やむなしでも、上手く市の収益に繋げるようなやり方をして頂きたく思います。
- ・現状では「1. 所有者が負担すべきであり、税金で負担すべきでない」以外の選択肢はないが、今後、交流施設や福祉施設、住宅などへの有効利活用を行うに際しては相応の投資（税負担）は必要になると考えられます。
- ・市が率先して空き家を回収し、改築・修繕をして、市内で結婚すれば子どもが高校を卒業するまで半額から無料（ただし、世帯収入300万円以下の人を対象とする）で貸し出す。最近収入が少なく結婚ができない人が多い。そうすることで新居浜市の人口増加につながるのでは？
- ・安全の確保、生活環境の保全に必要な場合は税金を使って措置し、後に所有者に負担させる。
- ・所有者がわかっている場合は話し合いで所有者に負担してもらおう。所有者が不明の場合は税金を使わせてもらおう。
- ・所有者が自分で管理できなくなれば、自治体に寄付することの義務付けをする。
- ・倒壊などで損害を他人に与えれば、司法の判断とすればよい。その建物のために税金を使うなどとんでもない。
- ・国体などの際、遠方から来られる方たちへの一時的な貸し出し。防災拠点や商業施設など、地域で不足している機能を補充するために活用する。

令和2年9月1日～15日 実施

(※問1はモニター属性確認のための設問であり、省略)

問2. 適切な管理が行われていない空き家が全国的に問題となっていることはご存知ですか。(1つ選択)

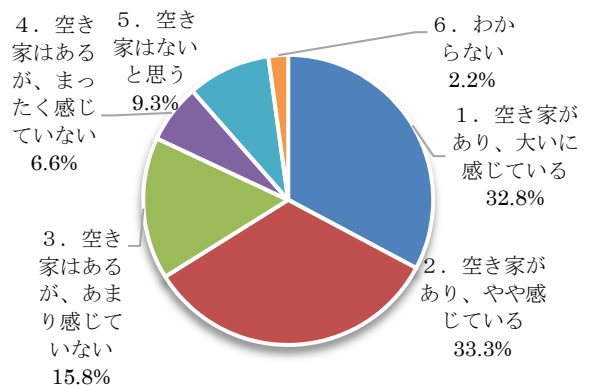
1. 身近な問題として、よく知っている	126人
2. 聞いたことはある	56人
3. 知らない	1人
合計	183人



「1. 身近な問題として、よく知っている」(68.9%)と答えた方が多く、全体の約7割となっています。

問3. あなたのお住まいの周辺に、適切な管理が行われていない空き家がありますか。また、空き家があることで、不安を感じたことはありますか。(1つ選択)

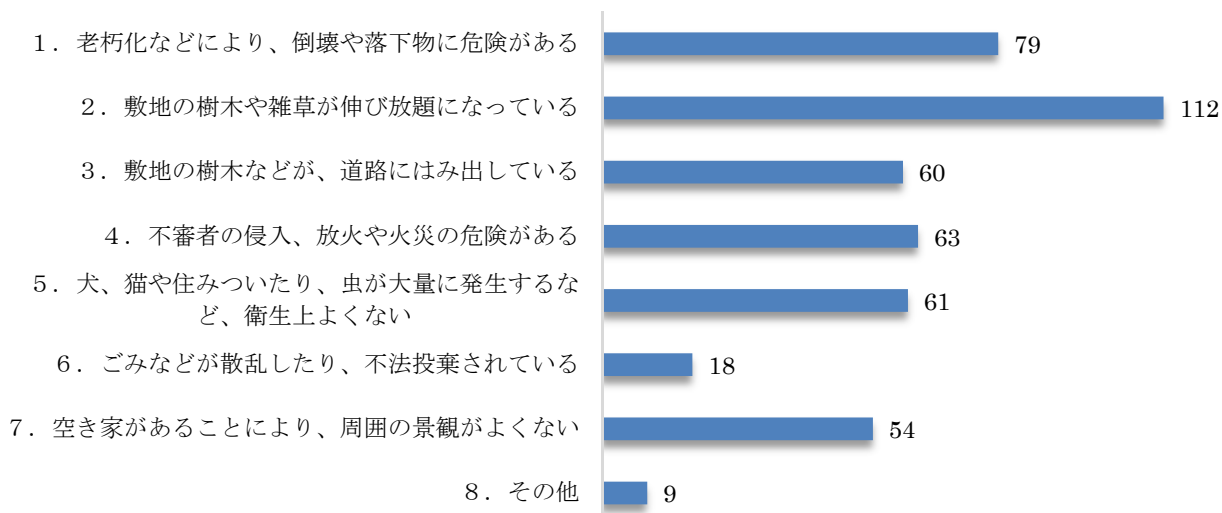
1. 空き家があり、大いに感じている	60人
2. 空き家があり、やや感じている	61人
3. 空き家はあるが、あまり感じていない	29人
4. 空き家はあるが、まったく感じていない	12人
5. 空き家はないと思う	17人
6. わからない	4人
合計	183人



「2. 空き家があり、やや感じている」(33.3%)と答えた方が多く、「1. 空き家があり、大いに感じている」(32.8%)と合わせると、全体の6割以上の方が周辺に空き家があることで不安を感じたことがあることがわかりました。

問4. 問3で「1. 空き家があり、大いに感じている」、「2. 空き家があり、やや感じている」、「3. 空き家はあるが、あまり感じていない」を選択された人にお伺いします。その空き家の状態について、該当するものを選んでください。(複数選択)

1. 老朽化などにより、倒壊や落下物の危険がある	79人
2. 敷地の樹木や雑草が伸び放題となっている	112人
3. 敷地の樹木などが、道路にはみ出している	60人
4. 不審者の侵入、放火や火災の危険がある	63人
5. 犬、猫が住みついたり、虫が大量に発生するなど、衛生上よくない	61人
6. ごみなどが散乱したり、不法投棄されている	18人
7. 空き家があることにより、周辺の景観がよくない	54人
8. その他	9人



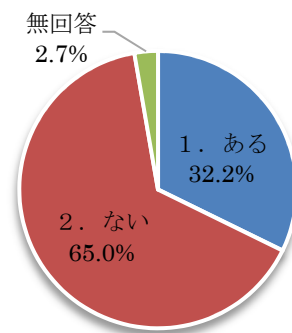
「2. 敷地の樹木や雑草が伸び放題となっている」(112人)、「1. 老朽化などにより、倒壊や落下物に危険がある」(79人)などが、周辺の空き家の状況として多く挙げられています。

問5. 問4で「8. その他」を選択された人にお伺いします。よろしければその空き家の状態をご記入ください。(自由記入)

- ・他の方の意見ですが、草丈が高くなり登下校に危険を感じているそうです。道路の草が歩道に倒れてきて、車いすが通る時に悲しい思いを感じている方もいます。
- ・空き家で犬だけ放置したり、ごみ屋敷化したり、隣家に迷惑をかけている。市職員は見た目だけで状態を把握した気になるのではなく、しっかり隣家や現場の現状を把握してほしい。倒壊前の家も点在している。
- ・樹木のはみ出しは、居住している家でも多数ある。ブロックが危ない。
- ・建物は新しく、敷地内も整備されていて問題ないが、管理者が不明。
- ・今のところ倒壊等の不安はなく、庭の雑草は年2～3回手入れをしているので不安等はありません。
- ・特に害はないです。人気がなく多分空き家かな、と思っている程度です。
- ・雑草が伸び放題になっていたが、数か月前に草や木を刈っていたので、とりあえず安心しました。
- ・この地域では、不動産屋や地域の方々が管理をしています。
- ・我々に場所等を聞かなくても、市として把握しているものとする。その対応に市が早期に取り組むことが大事である。

問6. あなたのお住まいの周辺の空き家で所有者や管理者がわからないものがありますか。(1つ選択)

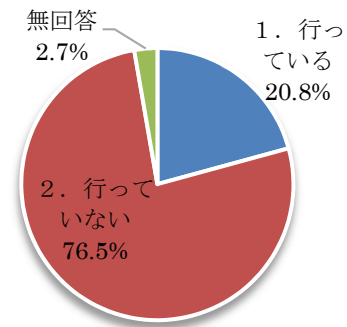
1. ある	59人
2. ない	119人
無回答	5人
合計	183人



「2. ない」(65.0%)と答えた方が多く、全体の6割を超えています。

問7. 空き家に対して、近所の方々や自治会などで地域の生活環境や安全確保のための活動を行っていますか。(1つ選択)

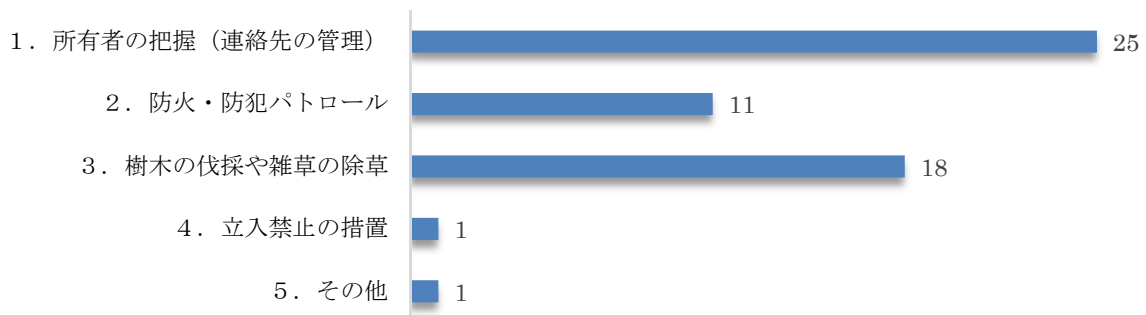
1. 行っている	38人
2. 行っていない	140人
無回答	5人
合計	183人



「2. 行っていない」(76.5%)と答えた方が多く、全体の7割を超えています。

問8. 問7で「1. 行っている」を選択された人にお伺いします。近所の方々や自治会などで行う活動のうち、該当するものを選んでください。(複数選択)

1. 所有者の把握(連絡先などの管理)	25人
2. 防火・防犯パトロール	11人
3. 樹木の伐採や雑草の除草	18人
4. 立入禁止の措置	1人
5. その他	1人



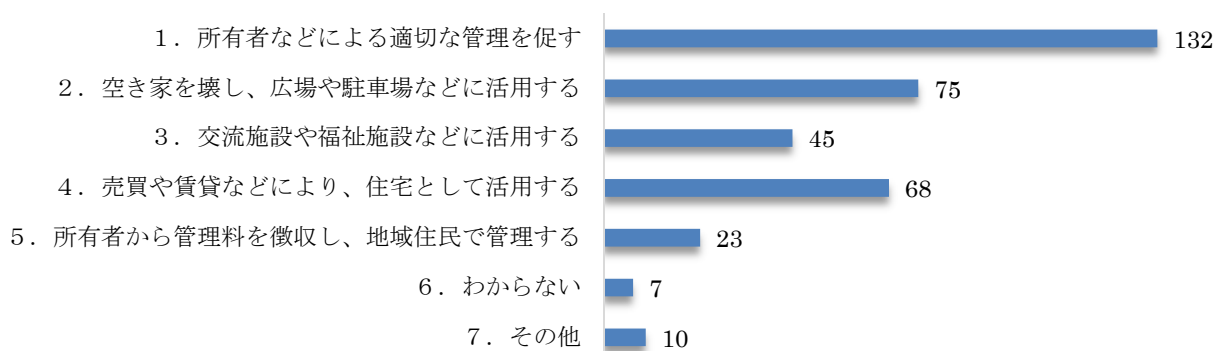
「1. 所有者の把握(連絡先などの管理)」(25人)、「3. 樹木の伐採や雑草の除草」(18人)、「2. 防火・防犯パトロール」(11人)などが、近所の方々や自治会などで行う活動として多く挙げられています。

問 9. 問 8 で「5. その他」を選択した人にお伺いします。よろしければ活動の内容をご記入ください。(自由記入)

・校区の集会や市長との懇談会で、意見を述べたことがある。

問 10. 今後、地域の空き家をどうしていきべきだと思いますか。(複数選択)

1. 所有者などによる適切な管理を促す	132 人
2. 空き家を壊し、広場や駐車場などに活用する	75 人
3. 交流施設や福祉施設などに活用する	45 人
4. 売買や賃貸などにより、住宅として活用する	68 人
5. 所有者から管理料を徴収し、地域住民で管理する	23 人
6. わからない	7 人
7. その他	10 人



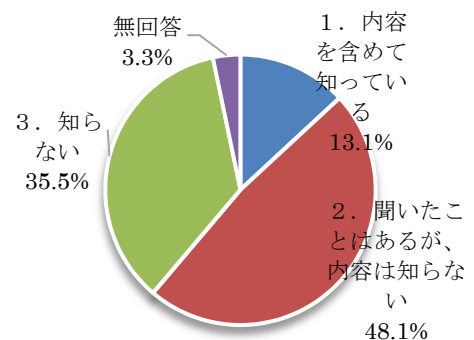
「1. 所有者などによる適切な管理を促す」(132人)、「2. 空き家を壊し、広場や駐車場などに活用する」(75人)、「4. 売買や賃貸などにより、住宅として活用する」(68人)などが、今後の地域の空き家に対する取り組みとして、多く挙げられています。

問 1 1. 問 1 0 で「7. その他」を選択された人にお伺いします。よろしければあなたのご意見などをご記入ください。(自由記入)

- ・強制力を伴う法律がないと難しいと思う。
 - ・空き家で放置している所有者にはより高い税金を課す、所有者不明の場合は公庫没収とするなど、早急に何か対策を実行しなければと危機感を覚える。
 - ・所有者がはっきりしているものについては、もっと厳しく指導するべきだと思います。所有者の移転先がわからない物件については、行政で取り壊す等の処置も必要かと思います。
 - ・所有者で適切な管理ができない場合、近しい親族に空き家をどうするか決断してもらうのが良いと思う。
- 独居の高齢者の場合は市が訪問、またはデイサービス等を受ける手続きで市役所を訪れた際に、家主本人に空き家になった場合はどうするかを書面で意思表示してもらうのも良いと思う。空き家になる前に、手を打てたら解決するのではないか。
- ・転出の際に①将来帰ってくる予定の有無、②持ち家かどうか等の確認をするのが、現実的ではないか。
 - ・役所の方で外部組織を立ち上げ、管理活用をしてはいかがでしょうか。
 - ・昭和らしい古い家は映画等の撮影に安く利用するなど、取り壊さないでもいように管理すれば所有者も周囲の人も困らないのではないか。
 - ・施設や住宅として活用するのも良いが、修繕や改築が必要。管理料を徴収して管理するのも、地域住民ではなく、市が行うことで市の財政収入の一部にすべきではないか。
 - ・どれにしても様々な問題があります。所有者となっても大変です。利用していくとしても、いただくとしても、火災等の心配もあり保険も必要では。
 - ・火災や自然災害など、個人賠償の補償では難しいところもある。近隣の方の不安を考えると、持ち主に連絡が取れるならば市がある程度管理、指導してもよいのではないか。

問 1 2. 平成 2 7 年 5 月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」をご存知ですか。(1つ選択)

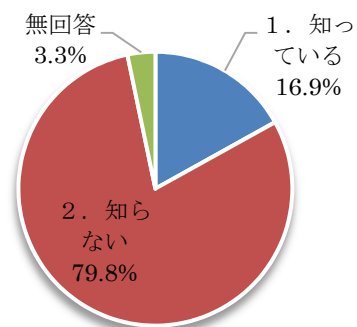
1. 内容を含めて知っている	24 人
2. 聞いたことはあるが、内容は知らない	88 人
3. 知らない	65 人
無回答	6 人
合計	183 人



「2. 聞いたことはあるが、内容は知らない」(48.1%) と答えた方が最も多く、次いで「3. 知らない」(35.5%)、「1. 内容を含めて知っている」(13.1%) の順となっています。

問13. 新居浜市では空き家に関する相談体制として、まずは建設部建築指導課の空き家対策班が総合窓口となって受付を行い、寄せられた相談内容等を整理した後、その内容に応じて所管する担当課に情報提供し、迅速な対応を依頼しております。建築指導課の空き家対策班が総合窓口となっていることをご存知ですか。(1つ選択)

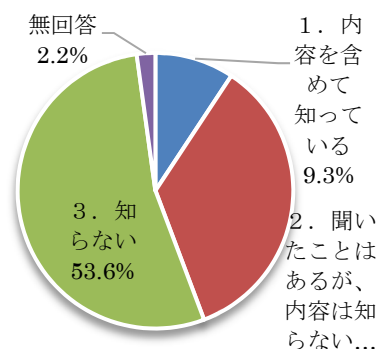
1. 知っている	31人
2. 知らない	146人
無回答	6人
合計	183人



「2. 知らない」(79.8%)と答えた方が多く、全体の約8割となっています。

問14. 新居浜市では、安全安心な生活環境の確保及び良好な地域景観の保全を図るため、老朽化等による危険な空き家を除去する者に対し、「新居浜市老朽危険空家除却事業補助金」を交付していますが、この補助金の制度をご存知ですか。(1つ選択)

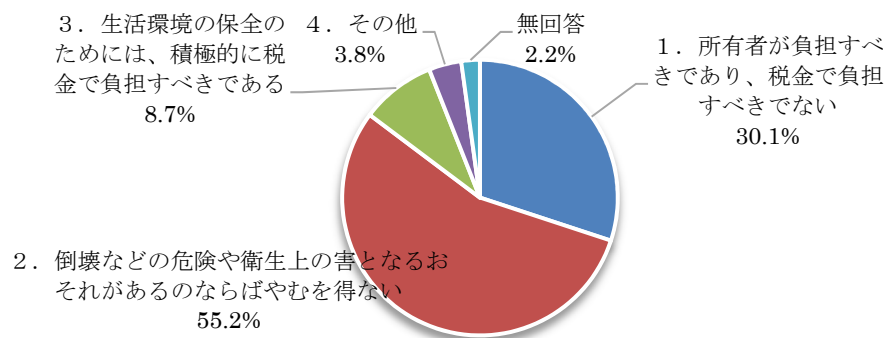
1. 内容を含めて知っている	17人
2. 聞いたことはあるが、内容は知らない	64人
3. 知らない	98人
無回答	4人
合計	183人



「3. 知らない」(53.6%)と答えた方が最も多く、次いで「2. 聞いたことはあるが、内容は知らない」(35.0%)、「1. 内容を含めて知っている」(9.3%)の順となっています。

問15. 空き家等の管理は、第一義的には所有者が自らの責任によりの確に対応することが前提となりますが、問題解決に税金が使われることについて、あなたはどのように思いますか。(1つ選択)

1. 所有者が負担すべきであり、税金で負担すべきでない	55人
2. 倒壊などの危険や衛生上の害となるおそれがあるのならばやむを得ない	101人
3. 生活環境の保全のためには、積極的に税金で負担すべきである	16人
4. その他	7人
無回答	4人
合計	183人



「2. 倒壊などの危険や衛生上の害となるおそれがあるのならばやむを得ない」(55.2%)と答えた方が最も多く、次いで「1. 所有者が負担すべきであり、税金で負担すべきでない」(30.1%)、「3. 生活環境の保全のためには、積極的に税金で負担すべきである」(8.7%)の順となっています。

問16. 問15で「4. その他」を選択した人にお伺いします。よろしければあなたのご意見などをご記入ください。(自由記入)

- ・倒壊などの危険や衛生上の害となるおそれがあるのならば早急に対処すべきだが、逃げ得は許せない。財産の一部を差し押さえるなど、何らかの方法で所有者が負担すべきである。
- ・所有者が負担すべきだと思うが、管理にかかる費用をどうしても満額払えない場合、税金を充てるのは仕方ないかな、と思う。問15の選択肢1と2のどちらも、その通りだと思う。税金を充てた場合、住宅地や駐車場などとして販売し、売り上げを税金に補充できれば税金の損害も小さくできるのではと思う。
- ・所有者の資産を差し押さえるべきである。
- ・あくまで自己責任であって、何をすることも公的資金の投入は駄目。全ての費用は売却等で充てるのがよいのでは。役所の指導で、良い方向へ進めるのはどうでしょうか。
- ・選択肢2の対応をした上で、所有者より回収すべき。市の税金負担はすべきではなく、強制的に対応しないと「放置した者勝ち」になって、空き家やごみ屋敷が増える一方であると思う。
- ・所有者が負担すべきであるが、所有者の居場所がわからなかったり、相続すべき人がいなかったりする場合もあると思う。また、壊すのに多額の費用がかかるので放置している場合もあると思う。そのような場合に税金で負担したり、補助したりするのはやむを得ない。
- ・所有者の経済力によるものが大きいです。所有者が市内だとは限らず、捜すだけでも大変だと聞きます。税金負担については、わかりません。
- ・改装して利活用可能なものは活用すべきだが、老朽化し手が付けられなくなり、所有者の移転等により放置または放置同然となった住宅が、今回アンケートの対象となる空き家ではないだろうか。その場合は所有者との合意の下、解体撤去が適切か。ただ、所有者の居所もわからない時はどうしたらよいのか。
- ・競売にかけて有効利用するための条例制定など法整備が必要だろう。
- ・空き家だけでなく、空き地の管理でも周りに迷惑をかけているものがある。
- ・空き家ではないが、自宅の横に空き地がある。こちらも管理者が市外におり、枯れ枝が強風で火災になりそうであったり、森のようになってしまってもまったく関与されない。見かねて地域の有志の方が切ってくれたりするが、土地の管理に関してもなんとかならないものかとも思う。
- ・空き家の所有者と市がもっとコンタクトを取り、自治会等に所有者を知らせてほしい。